

対象となる保険種類のご説明

保険種類		NO	特約名称	特約保険金の概要
自動車	車両保険	1	全損時諸費用保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 車両保険にご加入されているお客様のお車が全損になった場合に付随して発生する費用に対して、全損時諸費用保険金としてお支払いするものです。 ※付帯される特約により支払われる保険金は異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全損時諸費用保険金特約 ・全損時諸費用保険金特約(5%) <p>【お支払いする保険金】 特約に定める車両保険の保険金額または支払保険金の10%(20万円限度)、または5%(10万円限度)をお支払いいたします。</p>
自動車	車両保険	2	修理時諸費用保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 修理時諸費用保険金特約にご加入されているお客様のお車の事故に付随して発生する費用に対して、ご契約のお車が全損以外で損害額が50万円以上の場合に、修理時諸費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 1回の事故につき車両修理代金の5%(10万円限度)をお支払いいたします。</p>
自動車	車両保険	3	事故代車費用担保特約(定額)	<p>【保険金をお支払いする要件】 事故代車費用担保特約(定額)にご加入されているお客様のお車の事故で、車両保険金が支払われる場合に、損害を受けたお車を修理している期間または買い替えまでの期間について、必要となるレンタカー費用や他の交通手段を利用された場合の費用に対して、代車等費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全損の場合、事故日からその日を含めて車両保険金をお支払いした日または代替自動車を取得した日のいずれか早い日までの日数に対して、1日につきご契約で定められた保険金日額をお支払いいたします。(30日限度) ●分損の場合、修理期間に対して、1日につきご契約で定められた保険金日額をお支払いいたします。(30日限度) <p>※被保険自動車の盗難に関する代車費用等担保特約により保険金が支払われる場合は、支払日額から3千円を控除した額を代車等費用保険金としてお支払いいたします。</p>

保険種類		NO	特約名称	特約保険金の概要
自動車	車両保険	4	盗難に関する代車費用保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 車両保険にご加入されているお客様のお車(自家用8車種に限ります。)が盗難にあった場合に必要となるレンタカー費用や、他の交通手段を利用された場合の費用などに対して、代車等費用保険金としてお支払いするものです。 ※一部盗難・部品盗難は対象外です。 ※警察へ盗難の届出がある場合に限りです。</p> <p>【お支払いする保険金】 警察へのお届日からその日を含めて車両保険金支払日までの日数またはお車が発見されて手元に戻った日までの日数(お車の修理が必要な場合は修理期間を含みます。)から3日を控除した日数に対して、1日につき3千円をお支払いいたします。(30日限度)</p>
自動車	車両保険	5	被保険自動車の事故に関する休車費用担保特約	<p>【保険金をお支払いする要件】 被保険自動車の事故に関する休車費用担保特約にご加入されているお客様のお車の事故で、損害を受けたお車を修理している期間または買い替えまでの期間について、ご契約で定められた額を、休車費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 次のいずれかの日数に対して1日あたりあらかじめ設定された額をお支払いいたします。 ●修理された場合、修理工賃額に応じて当社が定めたお支払い対象日数 ●買い替えた場合、代替自動車を取得するまでの日数(45日を限度)</p>
自動車	車両保険	6	全損時臨時費用保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 車両保険にご加入されているお客様のお車が全損になった場合に付随して発生する費用に対して、臨時費用保険金としてお支払いするものです。 ※付帯される特約により支払われる保険金は異なります。 ・車両価額協定保険特約 ・車両価額協定保険特約の対象自動車に関する特約 ・車両全損臨費特約(5%)</p> <p>【お支払いする保険金】 特約に定める車両保険の保険金額または支払保険金の10%(20万円限度)、または5%(10万円限度)をお支払いいたします。</p>

保険種類		NO	特約名称	特約保険金の概要
自動車	車両保険	7	車両事故に関する臨時費用担保特約 ※旧大成火災社特約	<p>【保険金をお支払いする要件】 車両事故に関する臨時費用担保特約にご加入されているお客様のお車の事故で、車両の損害に付随して発生する費用に対して、臨時費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 ご加入いただいているお車の保険金の額に保険証券記載の支払割合(10%もしくは20%)を乗じた額を40万円を限度にお支払いいたします。 ※ご加入いただいているお車の保険金額が10万円未満の場合は、保険金額を10万円とみなして、保険証券記載の支払割合を乗じた額をお支払いいたします。</p>
自動車	車両保険	8	車両新価保険特約	<p>【保険金をお支払いする要件】 ①車両新価保険特約にご加入されているお客様のお車の事故で、ご契約のお車が、全損または損害額が新車価格相当額の50%以上となり事故後1年以内にお車を買換えられた場合などに付随して発生する費用に対して再取得時諸費用保険金としてお支払いするものです。 ②新車取得差額費用担保特約にご加入されているお客様のお車が全損になりお車を買替えた場合に付随して発生する費用に対して、全損時諸費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 ①支払保険金額の15%(下限10万円、上限30万円)をお支払いいたします。 ②新車価格相当額の10%(20万円限度)をお支払いいたします。</p>
自動車	車両保険	9	特約修理工場搬入特約(ベストピット)	<p>【保険金をお支払いする要件】 特約修理工場搬入特約にご加入されているお客様のお車の事故で、お車が当社が定める修理工場に搬入され修理される場合に付随して発生する費用に対して、分損事故時臨時費用保険金としてお支払いするものです。(全損の場合をのぞきます。)</p> <p>【お支払いする保険金】 1回の事故につき1万円をお支払いいたします。</p>
自動車	車両保険	10	生活用動産担保特約	<p>【保険金をお支払いする要件】 お客様および同居の親族が居住する建物に收容される生活用動産に損害が発生した場合にお支払いするものです。 ※居住する建物から一時的に持ち出された生活用動産も補償の対象となります。</p> <p>【お支払いする保険金】 保険ご加入時にあらかじめ設定された保険金額を限度に損害額をお支払いします。</p>

保険種類		NO	特約名称	特約保険金の概要
自動車	車両保険	11	修理支払限度額設定/車両保険の修理支払に関する特約	<p>【保険金をお支払いする要件】 修理支払限度額設定特約(車両保険の修理支払に関する特約)にご加入されているお客様のお車の事故で、お車が全損となった場合に付随して発生する費用に対して臨時費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。</p>
自動車	対物賠償	12	臨時費用担保特約保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 対物臨時費用担保特約にご加入されているお客様のお車の事故で、対物保険金の支払対象となる事故の場合に、臨時に必要な費用に対して、対物臨時費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 1回の対物賠償事故につき1万円(定額)をお支払いいたします。</p>
自動車	対物賠償	13	対物全損時修理差額費用担保特約	<p>【保険金をお支払いする要件】 対物全損時修理差額費用担保特約にご加入されているお客様のお車の事故で、対物保険金が支払われる場合に、相手の車が全損になり時価額を超える修理を行なった場合の費用に対して、対物全損時修理差額費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 修理費と時価額の差額にお客様のお車を運転されている方の過失割合を乗じた額(50万円限度)をお支払いいたします。</p>
自動車	対人賠償	14	対人賠償保険 ○搭乗者傷害保険支払事案で未払いの場合(被保険車両同乗者)	<p>【保険金をお支払いする要件】 被保険者(保険の対象となる方)が自動車による事故で他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担された場合、お支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 被保険者(保険の対象となる方)が負担する法律上の損害賠償責任の額をお支払いいたします。</p>
自動車	対人賠償	15	臨時費用保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 事故の被害者の方が3日以上入院した場合や、死亡した場合に臨時に必要な費用をお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 事故の被害者が3日以上入院された場合3万円、死亡された場合は15万円をお支払いいたします。</p>

保険種類		NO	特約名称	特約保険金の概要
自動車	対人賠償	16	無保険車傷害保険 ○搭乗者傷害保険支払事案で未払いの場合	【保険金をお支払いする要件】 被保険者(保険の対象となる方)が無保険の自動車による事故等で、死亡した場合や受傷された結果として後遺障害が生じた場合、お支払いするものです。 【お支払いする保険金】 賠償義務者が被保険者(保険の対象となる方)に対し、法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額をお支払いいたします。
自動車	対人賠償	17	臨時費用保険金(無保険車)	【保険金をお支払いする要件】 被保険者が無保険の自動車による事故で、死亡した場合や受傷された結果として後遺障害が生じ、3日以上入院した場合や、死亡した場合に臨時に必要となる費用をお支払いするものです。 【お支払いする保険金】 被保険者が3日以上入院された場合3万円、死亡された場合は15万円お支払いいたします。
自動車	人傷傷害	18	人身傷害保険 ○対人賠償保険支払事案で未払いの場合 ○搭乗者傷害保険支払事案で未払いの場合 ○無保険車傷害保険支払事案で未払いの場合	【保険金をお支払いする要件】 被保険者(保険の対象となる方)が、自動車による事故等で死傷した場合、お支払いするものです。 【お支払いする保険金】 契約に定められた支払基準に基づき算定した傷害による損害・後遺障害による損害・死亡による損害の額をお支払いいたします。
自動車	人傷傷害	19	臨時費用保険金	【保険金をお支払いする要件】 人身傷害事故で被保険者が3日以上入院した場合や、死亡した場合に臨時に必要となる費用をお支払いするものです。 【お支払いする保険金】 被保険者が3日以上入院された場合3万円、死亡された場合は15万円お支払いいたします。
自動車	人傷傷害	20	ファミリーバイク特約(人傷担保)	【保険金をお支払いする要件】 ファミリーバイク特約(人身傷害担保)にご加入されているお客様の原動機付自転車(借用车含む)で被保険者(保険の対象となる方)が運転中に事故を起こされた場合に保険金をお支払するものです。 【お支払いする保険金】 対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害補償保険、自損事故保険(人身傷害補償保険が支払われない場合に限り)による保険金をお支払いいたします。

保険種類		NO	特約名称	特約保険金の概要
自動車	人傷傷害	21	家族駆け付け費用	<p>【保険金をお支払いする要件】 人身傷害補償保険(特約)にご加入されているお客様がお車に搭乗中の事故等で、被保険者(保険の対象となる方)が死亡または入院された場合に、ご家族が事故地まで赴くための往復の交通費および現地での宿泊費に対して家族駆け付け費用としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 1回の事故につき、死亡または入院した被保険者1名につき、20万円または駆けつけた家族2名分のかかった費用のいずれか低い額をお支払いします。なお、宿泊費用は1泊かつ1万円を限度とします。</p>
自動車	人傷傷害	22	保険料サポート特約	<p>【保険金をお支払いする要件】 人身傷害補償保険にご加入されている記名被保険者(申込書記載の被保険者の方)がお車に搭乗中の事故等で、30日以上入院された場合に入院期間に対応する保険料相当額を長期入院時保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 365日を限度としてお支払いいたします。</p>
自動車	人傷傷害	23	傷害特約(人傷支払いあり)	<p>【保険金をお支払いする要件】 家族傷害特約にご加入されている記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者と生計をともにする同居の親族または別居の未婚の子が交通事故やその他急激かつ偶然な外来の事故によって死傷された場合に保険金をお支払いするものです。 ※本人型・夫婦型にご加入いただいている場合は、被保険者の範囲が限定されます。 ※本特約は「被保険自動車搭乗中不担保特約」が付帯されています。</p> <p>【お支払いする保険金】 ご契約で定められた保険金(死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金および通院保険金)をお支払いいたします。</p>

保険種類		NO	特約名称	特約保険金の概要
自動車	人傷傷害	24	介護費用保険金、介護補償特約(人身介護パック)	<p>■介護費用保険金 【保険金をお支払いする要件】 被保険者が人身傷害補償の対象となる事故で後遺障害を被った場合に、症状固定後に生じる介護料や諸雑費を定期金としてお支払するものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 ○後遺障害が第1級3号または4号に該当する場合、1ヶ月につき20万円をお支払いいたします。 ○後遺障害が第1級(上記の場合を除きます)、第2級、第3級3号もしくは4号に該当し介護が必要と認められる場合、1ヶ月につき10万円をお支払いいたします。</p> <p>■介護補償特約(人身介護パック) 【保険金をお支払いする要件】 介護補償特約にご加入されているお客様がお車に搭乗中の事故等で、保険約款に定める重度の後遺障害となり介護が必要な状態となった場合にお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 要介護の程度に応じ月額20万円または14万円、ケアマネジメントを受けた場合は別に実費(年間12万円限度)をお支払いいたします。</p>
自動車	人傷傷害	25	学業費用(人身介護パック)	<p>【保険金をお支払いする要件】 学業費用担保特約にご加入されているお客様のうち扶養者の方がお車に搭乗中の事故等で、死亡または保険約款に定める重度の後遺障害となり被扶養者(お子様など)を扶養することが出来なくなった場合に学資費用保険、進学費用保険金をお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 大学までの授業料・入学金を実費でお支払いいたします。(学校の種類によって所定の限度額が定められています。)</p>
自動車	搭乗者傷害	26	<p>死亡・後遺障害・医療保険金</p> <p>○人身傷害保険支払事案で未払いの場合 ○対人賠償保険支払事案で未払いの場合 ○無保険車傷害保険支払事案で未払いの場合 ○対人賠償・人身傷害保険後遺障害支払事案で後遺障害未払いの場合</p>	<p>【保険金をお支払いする要件】 搭乗者傷害保険にご加入されているお客様のお車の事故で、お車に搭乗中の方が死傷された場合に保険金をお支払いするものです。 ※医療保険金は、入通院日数に応じてお支払いするご契約(日額払)と受傷された部位および症状により定額でお支払いさせていただくご契約(部位・症状別定額払)があります。いずれも、死亡保険金・後遺障害保険金と合わせてお支払いする場合には、保険金額を超えて医療保険金をお支払いいたします。 ※定額払の場合の医療保険金には、部位・症状別定額払入通院給付金のほか、治療給付金および救急救命医療加算金が含まれます(詳しくはNo29をご覧ください。)</p> <p>【お支払いする保険金】 お亡くなりになられた方やお怪我をされた方ごとに、死亡保険金、座席ベルト装着者特別保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金、および医療保険金をお支払いいたします。</p>

保険種類		NO	特約名称	特約保険金の概要
自動車	搭乗者傷害	27	重度後遺障害特別保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 搭乗者傷害保険にご加入されているお客様のお車で、運転者や同乗者の方が保険約款に定める重度の後遺障害を被り介護が必要となった場合にお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 保険金額の10%(100万限度)をお支払いいたします。</p>
自動車	搭乗者傷害	28	介護費用保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 搭乗者傷害保険にご加入されているお客様のお車で、運転者や同乗者の方が保険約款に定める重度の後遺障害を被り介護が必要となった場合にお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 後遺障害保険金の50%(500万限度)をお支払いいたします。</p>
自動車	搭乗者傷害	29	治療給付金	<p>【保険金をお支払いする要件】 搭乗者傷害保険にご加入されているお客様のお車の事故で、運転者や同乗者の方が受傷された場合に受傷された部位および症状により定額で保険金をお支払いするものです。 ※医療保険金は、入通院日数に応じてお支払いするご契約(日額払)もあります。</p> <p>【お支払いする保険金】 ○治療を開始された場合は1万円をお支払いいたします。 ○5日以上入通院された場合は傷害の部位および症状に応じた所定の額をお支払いいたします。 ○2日以上ICUで救急救命医療を受けられた場合は20万円をお支払いいたします。</p>
自動車	搭乗者傷害	30	医療保険金倍額支払いに関する特約	<p>【保険金をお支払いする要件】 搭乗者傷害保険(部位・症状別定額払)にご加入されているお客様のお車の事故で、運転者や同乗者の方が受傷され、医療保険金を受け取られる場合にお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 お支払いする医療保険金を2倍にいたします。</p>
自動車	搭乗者傷害	31	形成手術費用保険金支払特約	<p>【保険金をお支払いする要件】 形成手術費用保険金支払特約にご加入されているお客様のお車の事故で、搭乗者傷害保険の医療保険金を受け取られた原因となった傷害が治った後、身体に残った傷痕の形成手術を受けられた場合に保険金をお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 1回の手術につき10万円をお支払いいたします。(事故日から2年以内の手術にかぎり合計3回までのお支払いとなります。)</p>

保険種類		NO	特約名称	特約保険金の概要
自動車	搭乗者傷害	32	座席ベルト装着者特別保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 搭乗者傷害保険にご加入されているお客様のお車の事故で、運転者や同乗者の方がシートベルト着用中に死亡保険金が支払われる場合に保険金をお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 保険金額の30%(300万円限度)をお支払いいたします。</p>
自動車	自損事故	33	介護費用保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 自損事故保険にご加入されているお客様のお車で、運転者、同乗者およびお車を保有する方が、保険約款に定める所定の重度の後遺障害を被り介護が必要となった場合にお支払いするものです。 ※自動車損害賠償責任保険や人身傷害補償保険から補償を受けることができる場合を除きます。</p> <p>【お支払いする保険金】 200万円をお支払いいたします。</p>
自動車	自損事故	34	自損事故保険 ○搭乗者傷害保険支払事案で未払いの場合 ○搭乗者傷害保険後遺障害支払事案で後遺障害未払いの場合	<p>【保険金をお支払いする要件】 自損事故保険(特約)にご加入されているお客様のお車で、運転者、同乗者およびお車を保有する方が事故により受傷された場合に保険金をお支払いするものです。死亡保険金・後遺障害保険金と合わせてお支払いする場合には、保険金額と別枠でお支払いいたします。 ※自動車損害賠償責任保険や人身傷害補償保険から補償を受けることができる場合を除きます。</p> <p>【お支払いする保険金】 お怪我をされた方ごとに医療保険金(100万円限度)をお支払いいたします。</p>

保険種類	NO	特約名称	特約保険金の概要
火災保険	35	臨時費用保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 火災、落雷、風災などの事故により、損害保険金が支払われる場合に、損害保険金に加えて臨時に必要な費用をお支払いするものです。 ※保険種目・商品によって臨時費用保険金のお支払い対象の事故が異なります。また、臨時費用保険金を不担保とするご契約(特約)もありますので、詳細は最寄のサービスセンターにお問合せください。</p> <p>【お支払いする保険金】 ●損害保険金の30%(住宅物件では100万円、一般物件では500万円限度)をお支払いいたします。 ●一部保険種目・商品で水害による損害が臨時費用保険金のお支払い対象となる場合は、損害保険金の15%(60万円限度)をお支払いいたします。 ※水害による損害が、建物の保険価額の30%以上となった場合に対象となります。</p>
火災保険	36	価格協定特約特別費用	<p>【保険金をお支払いする要件】 火災などの事故により、保険の目的が全損となった場合に、損害保険金に加えて費用保険金をお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 損害保険金の10%(200万円限度)をお支払いいたします。</p>
火災保険	37	新価差額費用(積立生活総合保険)	<p>【保険金をお支払いする場合】 保険金をお支払いする場合で、新価損害額が時価損害額を上回る場合に差額を新価差額費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【保険金をお支払いする額】 新価損害額と時価損害額の差額を専用住宅は50万円、専用住宅以外は100万円の限度でお支払いいたします。 ※2000年2月末販売停止</p>
火災保険	38	賃借費用保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 火災などの事故により、半損以上の損害が発生した場合にホテル・旅館等の仮住まいのために支出した費用を実費でお支払いするものです。 ※家庭保険以外のご契約については、当該特約にご加入されている場合に限りです。</p> <p>【お支払いする保険金】 1ヶ月につき10万円を限度として実際に支出された金額をお支払いいたします。 ※建物をご所有(持家)の場合は6ヶ月を限度とし、借家の場合は1ヶ月が限度です。</p>

保険種類	NO	特約名称	特約保険金の概要
火災保険	39	失火見舞費用保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 火災または破裂・爆発の事故により、他人の所有物に損害を与えた場合にお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 被災世帯ごとに20万円をお支払いします。 ※1事故につき、保険金額の20%が限度です。</p>
火災保険	40	傷害費用保険金	<p>【保険金をお支払いする要件】 火災等の事故により、建物または家財が損害を受け保険金が支払われる場合で、被保険者、親族、使用人が重傷(14日以上入院または30日以上通院)を負ったり、後遺障害を受けたり、死亡した場合にお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 重傷を負われた場合は保険金額の2%、後遺障害を受けられたり死亡された場合は保険金額の30%をお支払いいたします。 ただし、1回の事故につき、1名ごとに1,000万円が限度です。</p>
火災保険	41	交通傷害担保特約 ○傷害費用保険金支払事案で未払いの場合	<p>【保険金をお支払いする要件】 建物火災、運行中の乗物に乗っているときの事故で死傷された場合に保険金をお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 ご契約の限度額に応じ保険金(死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金および通院保険金)をお支払いいたします。</p>

保険種類	NO	特約名称	特約保険金の概要
傷害保険	42	後遺障害追加支払特約	<p>【保険金をお支払いする要件】 後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者(保険の対象者)の方が生存しておられた場合に保険金をお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 後遺障害保険金と同額の金額をお支払いいたします。 ※傷害総合保険・こども総合保険の場合には、ご契約時に決められた倍数をお支払いいたします。</p>
傷害保険	43	入院一時金	<p>【保険金をお支払いする要件】 治療費用保険金がお支払対象となる入院を2日以上の場合に入院一時金をお支払いするものです。</p> <p>【保険金をお支払いする額】 入院一時金として3万円をお支払いいたします。</p>
傷害保険	44	退院一時金	<p>【保険金をお支払いする要件】 入院保険金がお支払される場合で、入院が連続7日以上継続し、生存している状態で退院した場合に退院療養一時金をお支払いします。入院保険金日額の10倍(10万円限度)をお支払するものです。</p> <p>【保険金のお支払額】 入院保険金日額の10倍(10万円限度)をお支払いいたします。</p>
傷害保険	45	入院保険金・手術保険金の対象日数延長	<p>【保険金をお支払いする要件】 急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った日から180日以内に入院保険金をお支払いする事由に該当された場合に、入院保険金および手術保険金のお支払い対象期間を特約に応じて365日または730日に延長してお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 入院保険金:入院保険金日額×入院日数 手術保険金:入院保険金日額×約款に定められた倍率 (手術の種類に応じて10倍・20倍・40倍のいずれか)</p>

保険種類	NO	特約名称		特約保険金の概要
傷害保険	46	倍額支払	入院・通院7日、14日	<p>【保険金をお支払いする要件】 急激かつ偶然な外来の事故による傷害の治療のため、被保険者(保険の対象者)の方が、入院または通院された場合、保険金をお支払いするものです。入院保険金の7日間(または14日間)倍額支払特約の場合は、入院のみ対象となります。</p> <p>【お支払いする保険金】 入院保険金または通院保険金の最初の7日間(または14日間)の保険金を2倍にしてお支払いします。入院保険金と通院保険金のいずれもお支払いする場合には、入院を優先し合算して7日間(または14日間)が限度になります。</p>
傷害保険	47		顔面	<p>【保険金をお支払いする要件】 急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った部位またはその一部が顔面・頭部・頸部で、外科手術または歯科手術を受けたときにお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 入院保険金、通院保険金の日額を2倍にしてお支払いいたします。</p>
傷害保険	48	生活用動産担保特約		<p>【保険金をお支払いする要件】 日本国内において、偶然な事故で被保険者(保険の対象者)の住宅内の家財に損害が生じたことにより、損害保険金の他に付随して発生する費用として、臨時費用保険金をお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 保険の目的である家財の損害保険金の30%(ただし1事故・1構内につき100万円を限度とします)をお支払いいたします。</p>
傷害保険	49	臨時費用担保特約		<p>【保険金をお支払いする要件】 第三者行為による死亡事故で、死亡保険金が支払われる場合に付随して発生する費用を臨時費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 臨時費用保険金として60万円をお支払いいたします。</p>
傷害保険	50	臨時費用保険金(旅行事故対策費用保険) ○救援者費用、事故対応費用保険金支払事案で未払いの場合		<p>【保険金をお支払いする要件】 救援者費用保険金および事故対応費用保険金が支払われる場合に付随して発生する費用を臨時費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 救援者費用保険金と事故対応費用保険金(一部対象外の費用あり)の20%を、臨時費用保険金としてお支払いいたします。 ※事故対応費用のうち、出張手当は臨時費用の対象外となります。 ※臨時費用保険金には、限度額が設定されています。</p>

保険種類	NO	特約名称	特約保険金の概要
傷害保険	51	交通事故危険増額支払特約	<p>【保険金をお支払いする要件】 傷害事故の原因が約款に規定された交通事故等である場合にお支払いするものです。</p> <p>【お支払する保険金】 入院保険金、通院保険金の日額を保険証券記載の倍率に変更して支払いいたします。</p>
傷害保険	52	入院保険金等の支払条件変更特約	<p>【保険金をお支払いする要件】 保険証券記載の増額日以降の事故で、傷害を被った日から180日を経過して入院または通院を要する状態である場合に保険金を増額してお支払いするものです。</p> <p>【保険金をお支払いする額】 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金を保険証券記載の割合で増額してお支払いいたします。</p>

保険種類		NO	特約名称	特約保険金の概要
新種 保険	新種 保険	53	臨時費用	<p>【保険金をお支払いする要件】 偶然な事故によって保険の目的に損害が生じたことにより損害保険金をお支払いする場合に、損害保険金の他に臨時に生ずる費用に対して、費用保険金をお支払いするものです(ただし、臨時費用不担保特約を付帯した契約を除きます)。</p> <p>【お支払いする保険金】 損害保険金の一定割合を臨時費用保険金としてお支払いいたします。 ※一定割合はご契約の保険種類により以下のとおりとなります。 ●動産総合保険は損害保険金の30%(300万円限度)、 ●機械保険は損害保険金の10%(200万円限度)、 ●ガラス保険は損害保険金の20%(100万円限度)、 ●建設工事保険は損害保険金の20%(100万円限度) など</p>
新種 保険	労災総合	54	災害付帯費用(労災総合)	<p>【保険金をお支払いする要件】 使用する被用者の方が労働災害によって死亡または後遺障害(1～7級にかぎります)を被られたことにより死亡・後遺障害保険金をお支払いする場合に、使用者の方において生じる費用に対して費用保険金をお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 ご契約の支払方式により、保険金額とは別に定額もしくは保険金額に定率をかけた金額を災害付帯費用保険金としてお支払いいたします。</p> <p>例:定額方式のご契約で従業員の方が死亡された場合 1被用者につき40万円をお支払いいたします。</p>
新種 保険	医療保険	55	入院一時金・退院一時金等(医療)	<p>■入院一時金 【保険金をお支払いする要件】 急激かつ偶然な外来の事故による傷害または疾病による入院が免責期間を超えて継続した場合、入院一時金をお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 保険ご加入時にあらかじめ設定された保険金額(定額)をお支払いいたします(1回の入院について、1回限り)。</p> <p>■退院一時金 【保険金をお支払いする要件】 免責日数を超えて入院し、かつ生存している状態で退院された場合、退院一時金を支払いするものです。 【お支払いする保険金】 保険ご加入時にあらかじめ設定された保険金額(定額)をお支払いいたします(1回の入院について、1回限り)。</p>

保険種類		NO	特約名称	特約保険金の概要
新種 保険	所得保障	56	入院初期費用(所得補償)	<p>【保険金をお支払いする要件】 急激かつ偶然な外来の事故による傷害または疾病による入院が免責期間を超えて継続した場合、入院初期費用をお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 保険証券記載の金額を入院初期費用としてお支払いいたします。</p>
新種 保険	医療保険	57	疾病特約 ○がん特約支払事案で未払いの場合 ※自動車保険医療特約含む	<p>【保険金をお支払いする要件】 疾病で免責日数を超えて入院された場合、1日につき疾病入院保険金をお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 保険証券記載の疾病入院日額をお支払いいたします。 ※1回の入院につき支払い限度日数があります。</p>
海上	物流総合	58	臨時費用保険金・緊急対応費用保険金	<p>■臨時費用保険金 【保険金をお支払いする要件】 火災、落雷、破裂、風災、水災、雪害などの事故により、保険証券記載の貨物に損害が発生した場合に、付随して発生する費用を臨時費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 貨物損害保険金の10%(300万円限度)をお支払いいたします。</p> <p>■緊急対応費用保険金 【保険金をお支払いする要件】 輸送用具の衝突などの事故によって輸送中の貨物に損害が発生した場合に、緊急に必要となる費用を、緊急対応費用保険金としてお支払いするものです。</p> <p>【お支払いする保険金】 貨物損害保険金の10%(300万円限度)をお支払いいたします。 ※シンプルガードでご契約されている場合、緊急対応費用保険金は対象となりません。</p>